

所得の金額の計算に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法人名	
---------	---	---	-----	--

別表四 令三・四・一以後終了事業年度分

御注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区 分		総 額		処 理		分 流 出	
		①	円	②	円	③	
						配 当	円
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1					そ の 他	
損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く)	2						
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3						
加 損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4						
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く) 、 加 算 金 、 延 滞 金 (延 納 分 を 除 く) 及 び 過 意 税	5					そ の 他	
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6						
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7					そ の 他	
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8					そ の 他	
	9						
	10						
小 計	11						
減 減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12						
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13						
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一) 「 13 」 又 は 「 26 」)	14					※	
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (二) 「 26 」)	15					※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16					※	
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17					※	
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18						
算 所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19					※	
	20						
小 計	21					外 注	
仮 計 (1) + (11) - (21)	22					外 注	
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 七 (二) 「 27 」 又 は 「 32 」)	23					そ の 他	
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二) 「 10 」)	24	△				※	△
仮 計 (22) か ら (24) ま で の 計	25					外 注	
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	26	△				※	△
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 四 (二) 「 24 」 又 は 「 40 」)	27					そ の 他	
沖 縄 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (一) 「 9 」 若 し く は 「 13 」 又 は 別 表 十 (二) 「 8 」)	28	△				※	△
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別 表 六 (一) 「 6 」 の ③)	29					そ の 他	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二) 「 7 」)	30					そ の 他	
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 (五) 「 5 」 の ② + 別 表 十 七 (三) 「 1 」)	31					そ の 他	
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二) 「 10 」)	32						
対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (四) 「 20 」 、 「 21 」 又 は 「 23 」)	33					※	
合 計 (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34					外 注	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一) 「 13 」)	35						
特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (八) 「 13 」 、 別 表 十 (九) 「 11 」 又 は 別 表 十 (十) 「 16 」 若 し く は 「 33 」)	36	△	△				
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37					※	
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38					※	
差 引 計 (34) か ら (38) ま で の 計	39					外 注	
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一) 「 4 」 の 計 + (別 表 七 (二) 「 9 」 若 し く は 「 21 」 又 は 別 表 七 (三) 「 10 」)	40	△				※	△
総 計 (39) + (40)	41					外 注	
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (三) 「 43 」)	42	△				※	△
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四) 「 10 」)	43	△	△				
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 縮 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四) 「 43 」 の 計)	44	△	△				
関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 、 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 一) 「 15 」 、 別 表 十 二 (十 二) 「 10 」 又 は 別 表 十 二 (十 五) 「 12 」)	45	△	△				
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (六) 「 14 」 - 「 11 」)	46					※	
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	47	△	△				
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	48					外 注	